

エネルギー対策特別会計の動向と課題

— 特定財源の使われ方について —

経済産業委員会調査室 山口 秀樹

エネルギー対策特別会計は、平成 19 年度に、それまでの「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」（以下「石油等特会」という。）と「電源開発促進対策特別会計」（以下「電源特会」という。）を統合して設置された。同特別会計には、(1) 石油石炭税を特定財源¹とし、燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策を行う「エネルギー需給勘定」、(2) 電源開発促進税を特定財源とし、電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策を行う「電源開発促進勘定」、さらに、(3) 23 年度に設置され、原子力損害賠償支援対策を行う「原子力損害賠償支援勘定」の 3 つの勘定がある。

以下では、そのうち、受益者負担の考え方に基づいて特定の歳出に充てる特定財源とされている石油石炭税及び電源開発促進税の使われ方に焦点を当てながら、「エネルギー需給勘定」及び「電源開発促進勘定」に係るこれまでの制度の変遷や近年の収支の状況等を整理するとともに、今後の課題について考察することとする。

1. エネルギー需給勘定の概要

エネルギー対策特別会計のうち、エネルギー需給勘定は、従来の「石油等特会」に係る業務を承継する勘定であり、石油石炭税を特定財源として、受益者負担の考え方に基づき①燃料安定供給対策及び②エネルギー需給構造高度化対策を行っている。

そのうち、①燃料安定供給対策は、石油、天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることが緊要であることに鑑み講じられる措置であり²、平成 28 年度予算では、石油及び天然ガス等の權益確保の推進やメタンハイドレート³を含む国内資源開発の推進、精油所等の設備最適化・事業再編、精油所・S S (service station) 等の災害対応能力の強化、石油及びL P ガスの備蓄体制の強化などの措置が講じられている。

また、②エネルギー需給構造高度化対策は、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要であることに鑑み講じられる措置であり⁴、28 年度予算では、再生可能エネルギーの開発支援や省エネルギー対策の推進、地球温暖化対策の推進、水素社会の実現に向けた取組、F I T (再生可能エネルギーの固定価格買取制度) の賦課金減免措置⁵に係る補助金支出などの措置が講じられている。

¹ 「特定財源」とは、一般に、特定の歳出に充てることとされている特定の歳入を指す。

² 特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第 85 条第 2 項参照。

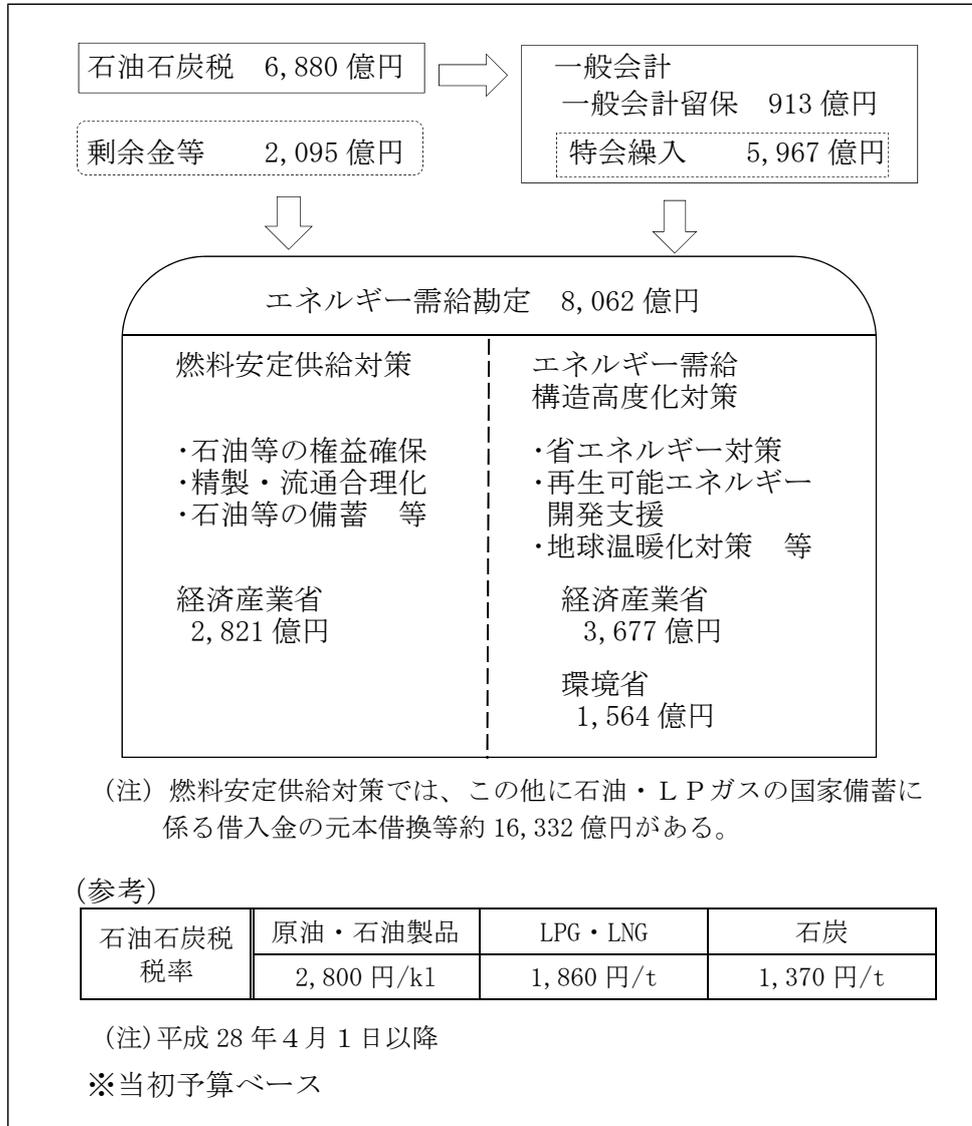
³ メタンと水が低温・高圧の状態で結晶化した物質であり、我が国周辺海域において相当量が存在していることが見込まれており、将来の天然ガス資源として期待されている。

⁴ 特別会計に関する法律第 85 条第 3 項参照。

⁵ 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に係る賦課金の負担について、電

28年度のエネルギー対策特別会計予算におけるエネルギー需給勘定の全体像は、図表1のとおりとなっている（当初予算ベース）。

図表1 平成28年度予算（エネルギー需給勘定）の概要



(出所) 財務省資料等より作成

なお、石油石炭税は、石油石炭税法に基づいて原油等に対して課される税であり、その税収は、毎年度、国の一般会計に収納された後、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定に繰り入れられて、①燃料安定供給対策及び②エネルギー需給構造高度化対策に要する費用に充てられる「特定財源」とされている。ただし、この特別会計への税収繰入は、昭和53年度における税創設以来（当時は石油税）、その税収の全額ではなく当該年度の財政需要に応じて必要額のみを繰り入れる仕組みとされている⁶。

力多消費産業に対し国際競争力の維持・強化の観点からその減免を行う措置である。
⁶ 特別会計に関する法律第90条参照。

このため、28年度当初予算では、石油石炭税収の予算額6,880億円のうち913億円（約13.3%）は特別会計に繰り入れず一般会計に留保することとされている⁷。この一般会計に留保された額は、同年度において一般会計の財源の一部として活用されることとなるが、それ以後の年度において、燃料安定供給対策等に必要な額に対し石油石炭税の収入額が不足する場合には、一般会計から特別会計（エネルギー需給勘定）に繰り入れてその財源に充てることができることとなる⁸。

2. 電源開発促進勘定の概要

電源開発促進勘定は、従来の「電源特会」に係る業務を承継する勘定であり、電源開発促進税を特定財源として、受益者負担の考え方にに基づき①電源立地対策、②電源利用対策及び③原子力安全規制対策を行っている。

そのうち、①電源立地対策は、発電用施設周辺地域整備法の規定に基づく交付金の交付、発電用施設の周辺地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置であり⁹、平成28年度予算では、電源立地地域対策交付金や原子力立地地域への支援、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る除染土壌等の中間貯蔵施設相当分の資金交付を行う原子力損害賠償・廃炉等支援機構交付金等の措置が講じられている。

また、②電源利用対策は、発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置であり¹⁰、28年度予算では、原子炉の安全技術の強化や高レベル放射性廃棄物に係る地層処分技術調査等委託費等の措置が講じられている。

さらに、③原子力安全規制対策は、原子力発電施設若しくは原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設、加工施設又は試験研究の用に供する原子炉若しくは使用施設等であって、原子力事業所に設置されるものに関する安全の確保を図るための措置であり¹¹、28年度予算では、発電炉シビアアクシデント対策等に係る安全研究等の推進や放射線モニタリング体制、原子力防災対策の強化等の措置が講じられている。

28年度のエネルギー対策特別会計予算における電源開発促進勘定の全体像は、図表2のとおりである（当初予算ベース）。

このうち、電源開発促進税は、電源開発促進税法に基づき一般送配電事業者の販売電気に課される税であり、石油石炭税と同様の仕組みにより、その税収は、毎年度、一般会計を経由して必要額がエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れられ、①電源立

⁷ なお、平成24年度税制改正を受け、石油石炭税については、CO₂排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設けることとされ、段階的に税率引上げが実施されることとされた（「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）」による）。同税率は、平成28年4月1日より図表1（参考）に示す税率とされている。

⁸ 特別会計に関する法律第90条参照。

⁹ 特別会計に関する法律第85条第4項参照。

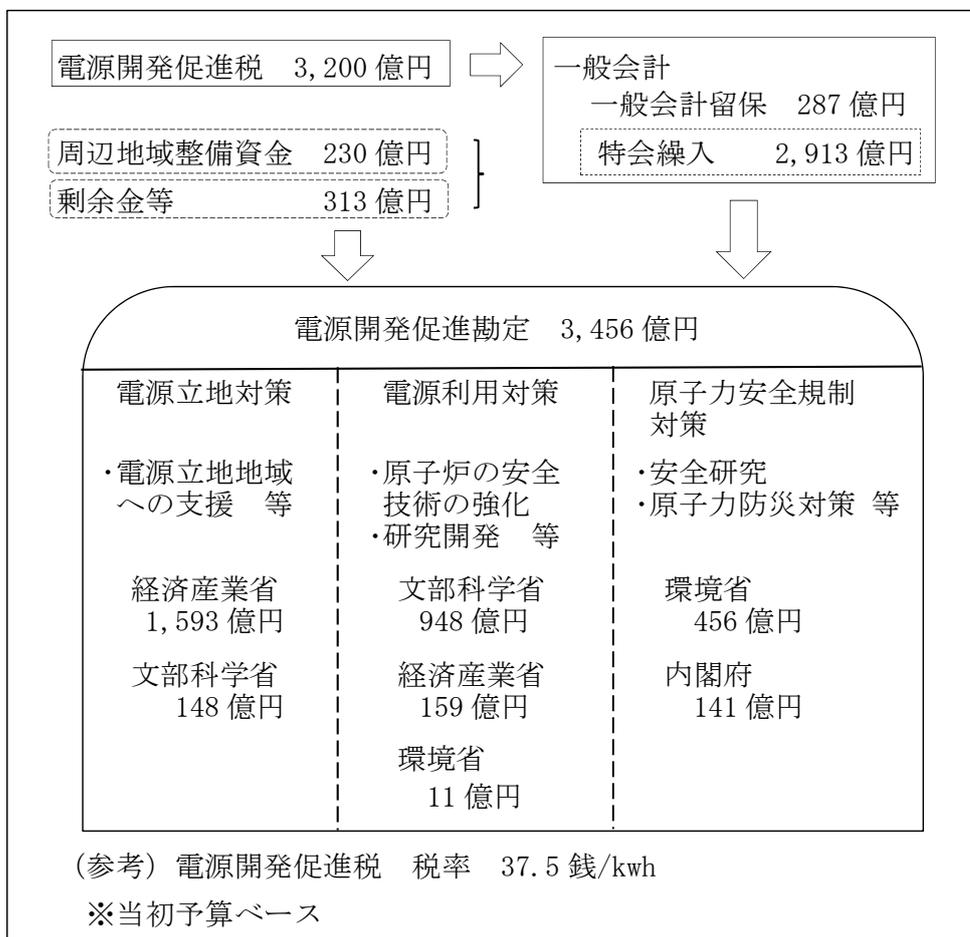
¹⁰ 特別会計に関する法律第85条第5項参照。

¹¹ 特別会計に関する法律第85条第6項参照。

地対策、②電源利用対策及び③原子力安全規制対策に要する費用に充てられる「特定財源」とされている¹²。

なお、電源開発促進税の税収に関しては、昭和 49 年度の創設以来平成 18 年度までは、石油石炭税とは異なって、その財政需要の如何に関わらずその税収全額が旧「電源特会」に直入される仕組みとされていたが、特別会計改革に係る見直しの中で、19 年度以降、その税収全額を一般会計に計上した上で必要額を特別会計（電源開発促進勘定）に繰り入れる仕組みに改められた¹³。28 年度予算では、同税収の予算額 3,200 億円のうち、287 億円（約 9.0%）は一般会計に留保することとされている。この一般会計留保額は、石油石炭税の場合と同様に、将来、電源立地対策等の必要額に対して電源開発促進税の収入額が不足する場合の繰入れ財源となる一方、現年度（28 年度）では一般会計の財源として活用されることになる¹⁴。

図表 2 平成 28 年度予算（電源開発促進勘定）の概要



(出所) 財務省資料等より作成

¹² 電源開発促進税法（昭和 49 年法律第 79 号）第 1 条及び特別会計に関する法律第 91 条参照。なお、電源開発促進税は「目的税」である（電源開発促進税法第 1 条）。

¹³ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）」（以下「行政改革推進法」という。）第 36 条第 2 項に基づく。

¹⁴ 特別会計に関する法律第 91 条参照。

3. これまでの制度の変遷

エネルギー対策特別会計は、特別会計の統廃合及び事務・事業の合理化・効率化等を図る特別会計改革の取組の中で、平成 19 年度に、旧「石油等特会」と旧「電源特会」を統合して設置された¹⁵。同特別会計のエネルギー需給勘定及び電源開発促進勘定に係る主な制度の変遷は、以下のとおりである。

(1) エネルギー需給勘定

エネルギー需給勘定は、前述のとおり、旧「石油等特会」に係る業務を承継する勘定である。同特別会計は、石炭から石油への燃料転換を背景に昭和 42 年度に石炭鉱業の安定対策等のため創設された「石炭対策特別会計」を起源としており、その後、二度の石油危機や京都議定書の締結等を受け、これまでに図表 3 のような制度改正等が行われてきた¹⁶。

図表 3 エネルギー需給勘定に係る主な制度の変遷

○昭和 42 年度	石炭対策特別会計の創設 ※原油等関税の一部を財源
○昭和 47 年度	石油対策の追加 (←石油等の安定・低廉な供給確保の必要性) [石炭及び石油対策特別会計に変更]
○昭和 53 年度	石油税の創設 同税収の一般会計を經由した特別会計への繰入れ
○昭和 55 年度	石油代替エネルギー対策の追加 (←石油依存度低下の必要性) [石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計に変更]
○平成 5 年度	省エネルギー対策を追加しエネルギー需給構造高度化対策とする (←内外のエネルギー消費の著しい増加を背景) [石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に変更]
○平成 14 年度	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に変更 ←石炭対策の終了
○平成 15 年度	経済産業省と環境省の連携によるエネルギー起源CO ₂ 排出抑制 対策の追加 (特別会計の共管化) 発電用途の新エネルギー関連施策の一元的実施 (電源特会から の段階的な移管) 石油税の見直し (石炭への新規課税、税率見直し)
○平成 19 年度	特別会計の統合によるエネルギー対策特別会計の設置
○平成 24 年度	石油石炭税見直し (「地球温暖化対策のための課税の特例」創設)

(出所) 経済産業省資料等より作成

¹⁵ 平成 18 年に成立した「行政改革推進法」において規定され (同法第 36 条)、同法に基づきその具体的実施のため、19 年に「特別会計に関する法律」が成立した。

¹⁶ 石炭対策は平成 13 年度をもって終了し、借入金の償還のみを行う暫定勘定も 18 年度に廃止された。

このうち、平成 15 年度の制度改正は、14 年 11 月における経済産業省と環境省の間の「エネルギー政策の見直し」の合意を背景とするものであり¹⁷、地球温暖化対策への取組強化等に向けて、①石油及びエネルギー需給構造高度化対策にエネルギー起源CO₂排出抑制対策を追加する、②このため、「石油等特会」上、経済産業大臣に加え環境大臣を所管大臣として追加する、③従来「電源特会」の歳出対象となっていた発電用途の新エネルギー関連施策を段階的に「石油等特会」に一元化する、④石油税について、石炭を新たに課税対象とするとともに¹⁸、負担の公平の観点から税率の見直しを行うことをその主な内容としている。

(2) 電源開発促進勘定

電源開発促進勘定は、旧「電源特会」に係る業務を承継する勘定であり、同特別会計は、増大する電力需要に対応して電力供給の安定確保を目的とした昭和 49 年の「電源三法」（電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法及び発電用施設周辺地域整備法）の制定の一環として創設された。その後の主な制度改正等は、図表 4 のとおりである。

図表 4 電源開発促進勘定に係る主な制度の変遷

○昭和 49 年度	電源開発促進対策特別会計の創設 電源開発促進税（目的税）の創設（※税収は特別会計直入）
○昭和 55 年度	電源多様化対策の追加（←石油代替電源の開発促進の必要性） [会計を電源立地勘定と電源多様化勘定に区分]
○平成 15 年度	原子力、水力、地熱等の長期固定電源に支援を重点化 発電用途の新エネルギー関連施策について石油等特会に一元化 （段階的に石油等特会に移管） 電源開発促進税の段階的な減税 電源立地勘定に周辺地域整備資金を設置（←将来的な財政需要増への備え） [電源多様化勘定を電源利用勘定に変更]
○平成 19 年度	特別会計の統合によるエネルギー対策特別会計の設置 電源開発促進税収について一般会計を経由して特別会計へ繰り入れる方式に変更

（出所）経済産業省資料等より作成

なお、平成 15 年度の制度改正では、前述の 14 年 11 月における経済産業省と環境省の間の「エネルギー政策の見直し」の合意に基づき、①原子力、水力、地熱等の長期固定電源に支援の重点化を図るとともに、②発電用途の新エネルギー関連施策については「石油

¹⁷ 「エネルギー政策の見直しについて」（経済財政諮問会議における平沼経済産業大臣・鈴木環境大臣提出資料 平 14. 11. 15）参照。

¹⁸ これに伴い、「石油税」の名称が「石油石炭税」に改められた。

等特会」に移管・一元化し、それに伴い、③歳入面で電源開発促進税の減税が行われている。また、同年度における周辺地域整備資金の設置は、電源立地勘定における多額の剰余金の発生と会計検査院による指摘¹⁹等を踏まえ、この剰余金が将来の財政需要に備えるものであることについて透明性・説得性を高めることを目的としたものである。

4. 一般会計留保額及び剰余金等の推移

エネルギー需給勘定及び電源開発促進勘定は、前述のとおり、受益者負担の考え方に基づいて、それぞれ石油石炭税又は電源開発促進税を特定財源として事業を行っている。しかし、その税収は、一旦一般会計に収納された後、毎年度、予算の定めるところにより必要額のみがエネルギー対策特別会計の各勘定に繰り入れられる仕組みとされており、結果として、各勘定において相当額の一般会計留保額が生じている。

また他方で、両税収について、このように必要額を繰り入れることとされているにもかかわらず、各勘定では、相当額の剰余金が生じている。

(1) 一般会計留保額の推移

石油石炭税及び電源開発促進税の各税収に係る一般会計留保額の近年の推移は、図表5及び図表6のとおりである。

一般会計からエネルギー対策特別会計の各勘定への繰入れが留保された額の残高は、平成26年度末で、石油石炭税収（エネルギー需給勘定）に関しては約5,940億円、また、電源開発促進税収（電源開発促進勘定）に関しては約2,529億円となっている。

これらの一般会計留保額は、その発生した各年度において一般会計の財源となっているが、将来（27年度以降）、エネルギー対策特別会計の各勘定で各年度の財政需要に対して特定財源とされている各税収額が不足する場合には、その残高を限度として各勘定に繰り入れてその財源とできることとされていることは前述のとおりである。

なお、近年の一般会計留保額の推移のうち、21年度には、「経済危機対策」（21年4月10日決定）の一環として必要な経費の追加に対応して、石油石炭税収及び電源開発促進税収とも一般会計から歳入額を上回る繰入れが行われており、石油石炭税収に関しては、25年度及び26年度にも、それぞれ「好循環実現のための経済対策」（25年12月5日閣議決定）及び「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（26年12月27日閣議決定）の実施に必要な経費の追加に対応して、各年度の歳入額を上回る繰入れが行われている。

また、電源開発促進税収に関しては、18年度以前においてはその税収全額が特別会計（旧「電源特会」）に直入されていたところ、特別会計改革に係る見直しに伴う積立金、剰余金の活用の一環として、18年度には、特例法²⁰により、旧「電源特会」から一般会計に595億

¹⁹ 「平成13年度決算検査報告」（会計検査院 平15.1.20国会提出）における特定検査対象に関する検査状況「電源開発促進対策特別会計電源立地勘定の決算状況について」の指摘。

²⁰ 「平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」（平成18年法律第11号）。なお、同法（第3条第2項）は、一般会計への繰入金相当額（旧「電源特会」の電源立地勘定から297億円、電源利用勘定から298億円の合計595億円）について、後日、予算の定めるところにより一般会計から繰戻しを行うものとする旨を規定している。

円の繰入れが行われた。その後、19年度以降には、エネルギー対策特別会計に統合されるとともに、電源開発促進税収も一般会計を経由して必要額を同特別会計（電源開発促進勘定）に繰り入れる仕組みとされ、更に一般会計留保額が生じている。

図表5 近年の一般会計留保額の推移(エネルギー需給勘定)

単位:億円

(年度:平成)	19	20	21	22	23	24	25	26
一般会計								
石油石炭税歳入額	5,128	5,110	4,867	5,019	5,191	5,669	5,994	6,307
エネルギー対策特別会計 エネルギー需給勘定								
一般会計より受入額	4,538	4,635	5,610	4,352	4,937	4,751	6,179	9,037
差引(各年度一般会計留保額)	590	475	△742	667	253	917	△184	△2,730
一般会計留保額(残高)	7,283	7,759	7,016	7,683	7,937	8,855	8,671	5,940

(注) 単位未満は切り捨て。

(出所) 各年度決算書より作成

図表6 近年の一般会計留保額の推移(電力開発促進勘定)

単位:億円

(年度:平成)	19	20	21	22	23	24	25	26
一般会計								
電源開発促進税歳入額	3,521	3,404	3,292	3,491	3,313	3,280	3,282	3,210
エネルギー対策特別会計 電源開発促進勘定								
一般会計より受入額 (電源立地対策財源)	1,620	1,671	1,651	1,590	1,927	1,223	1,079	1,491
一般会計より受入額 (電源利用対策財源)	1,559	1,451	1,794	1,614	1,331	1,122	1,129	1,077
一般会計より受入額 (原子力安全規制対策財源)	—	—	—	—	—	404	546	580
一般会計より受入額小計	3,179	3,122	3,445	3,204	3,259	2,750	2,754	3,149
差引(各年度一般会計留保額)	342	282	△152	287	54	530	528	61
一般会計留保額(残高)	937	1,220	1,067	1,355	1,410	1,940	2,468	2,529

(注) 1.「一般会計留保額(残高)」には、平成18年度の特例法による一般会計繰入額を含む。

2.単位未満は切り捨て。

(出所) 各年度決算書より作成

(2) 剰余金等の推移

次に、エネルギー需給勘定及び電源開発促進勘定に係る剰余金等の近年の推移は、図表7及び図表8のとおりである。

図表7 近年の剰余金等の推移(エネルギー需給勘定)

単位:億円

(年度:平成)	19	20	21	22	23	24	25	26
収納済歳入額	23,316	22,888	22,591	21,356	21,664	23,076	25,930	28,880
支出済歳出額	20,304	20,358	20,179	19,206	18,738	19,399	20,991	22,036
差引(決算剰余金)	3,011	2,530	2,411	2,150	2,926	3,677	4,938	6,844
翌年度繰越額財源	520	926	624	428	574	403	1,466	3,574
差引(剰余金)	2,491	1,603	1,786	1,722	2,352	3,273	3,472	3,269
翌年度一般会計への繰入額	—	—	—	—	20	—	349	4

(注) 1. 翌年度一般会計への繰入額は、特別会計に関する法律第8条第2項に基づくものである(なお、この繰入額については、一般会計からの繰戻しは求められていない)。

2. 単位未満は切り捨て。

(出所) 各年度決算書より作成

図表8 近年の剰余金等の推移(電源開発促進勘定)

単位:億円

(年度:平成)	19	20	21	22	23	24	25	26
収納済歳入額	4,322	3,839	3,912	3,732	4,390	3,541	3,621	4,120
支出済歳出額	3,716	3,461	3,435	3,176	3,731	2,797	2,851	3,431
差引(決算剰余金)	606	378	477	555	658	743	770	689
周辺地域整備資金への組入額	34	33	35	—	—	—	—	—
差引(翌年度歳入への繰入額)	571	345	442	555	658	743	770	689
翌年度繰越額財源	20	14	121	131	75	82	213	142
差引(剰余金)	550	330	320	423	583	661	556	546

(参考)

周辺地域整備資金 年度末現在額	1,225	1,244	1,252	1,231	672	589	526	403
--------------------	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-----

(注) 単位未満は切り捨て。

(出所) 各年度決算書より作成

平成 26 年度末におけるエネルギー需給勘定及び電源開発促進勘定の剰余金は、歳出の翌年度繰越額見合いの財源部分を除いて、それぞれ 3,269 億円及び 546 億円となっている。

なお、電源開発促進勘定には、15 年度より電源立地対策に係る将来的な財政需要増に備えるため周辺地域整備資金が置かれており、26 年度末の現在額は 403 億円となっている。

また、エネルギー需給勘定には、23、25 及び 26 年度に、特別会計に関する法律第 8 条第 2 項に基づき、その決算上の剰余金のうち、予算（特別会計予算総則）で定めるところにより翌年度の一般会計の歳入に繰り入れた額がある。

（３）不用額の推移

エネルギー需給勘定及び電源開発促進勘定における相当額の剰余金の発生、また、その大きな要因となっている歳出の不用額の発生に対しては、これまでも累次にわたり会計検査院によりその改善等を求める指摘・報告が行われている²¹。両勘定に係る近年の不用額の推移は、図表 9 及び図表 10 のとおりである²²。

図表 9 近年の不用額の推移(エネルギー需給勘定)

単位:億円

(年度:平成)	19	20	21	22	23	24	25	26
不用額	3,083	1,754	1,334	1,416	2,216	1,789	2,088	3,438
不用率	12.9%	7.6%	6.0%	6.7%	10.3%	8.3%	8.5%	11.8%

(注) 1.不用率は、歳出予算現額(歳出予算額+前年度繰越額)に対する不用額の割合である。

2.単位未満は切り捨て。

(出所) 各年度決算書より作成

図表 10 近年の不用額の推移(電源開発促進勘定)

単位:億円

(年度:平成)	19	20	21	22	23	24	25	26
不用額	248	259	285	276	400	309	270	303
不用率	6.2%	6.9%	7.4%	7.7%	9.5%	9.7%	8.1%	7.8%

(注) 1.不用率は、歳出予算現額(歳出予算額+前年度繰越額)に対する不用額の割合である。

2.単位未満は切り捨て。

(出所) 各年度決算書より作成

²¹ 会計検査院による参議院からの検査要請事項に関する報告である「特別会計改革の実施状況等に関する会計検査の結果について」(平成 24 年 1 月)のほか、「平成 19 年度決算検査報告」における「意見を表示し又は処置を要求した事項」である「エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定において、過年度の不用額の発生要因を十分に見極め、歳出予算の見積りを行う際に反映させるなどして剰余金を減少させるよう意見を表示したもの」等、累次の決算検査報告掲記事項がある。

²² エネルギー需給勘定の不用額には、借入金対象経費となっている国家備蓄石油増強対策事業費等に係る不用額等を含む(これら経費に関しては、不用額が発生しても借入れ等も行われないため剰余金は発生しない)。

5. 今後の課題

以上のとおり、石油石炭税収及び電源開発促進税収は、受益者負担の考え方にに基づき、それぞれ燃料安定供給対策等又は電源立地対策等の特定の歳出に充てられるべき「特定財源」とされているにもかかわらず、エネルギー需給勘定及び電源開発促進勘定においては、相当額の一般会計留保額及び剰余金が発生しているという状況にある。以下、その課題を整理する。

(1) 無用な剰余金発生 の 縮減は当然必要

まず、会計検査院による累次の指摘・報告もあるとおり、両勘定において相当額の剰余金が発生していることは、財政資金の使われ方として適切でないことは当然であろう。

この点で、参議院からの検査要請を受けて平成 24 年 1 月に会計検査院が報告した「特別会計改革の実施状況等に関する会計検査の結果について」では、両勘定への一般会計からの繰入れについて、「特会法の規定により、予算の定めるところにより一般会計から繰り入れることとされているため、年度途中において不用額の発生が見込まれる場合でも歳出予算の執行状況を踏まえた一般会計からの繰入れの減額を行えないことが剰余金が多額となる一因になっていることを踏まえて、剰余金の減少のための取組について検討する必要がある。」との指摘がなされている。

また、会計検査院の「平成 22 年度決算検査報告」では、電源開発促進勘定に係る周辺地域整備資金に関して、原子力発電施設の立地の進捗が図られないことから、同資金残高の規模を縮減させるとともに、当面需要が見込まれない多額の資金が滞留している事態の改善方策の検討を求める意見表示が掲記されている。

政府においては、こうした指摘に対し適切に対応しつつ、無用な剰余金発生 の 縮減に向けて、取組を更に徹底していくことが求められる。

(2) 本来、特定財源を一般会計の財源に充てるのが適切か（一般会計留保額の問題）

しかし他方で、両勘定における剰余金の縮減が、石油石炭税収又は電源開発促進税収に係る一般会計からの繰入額の縮減、すなわち、一般会計留保額の増加につながると、本来、「特定財源」として、受益者負担の考え方に基づいてそれぞれ燃料安定供給対策等又は電源立地対策等の特定の歳出に充てられるべき石油石炭税収又は電源開発促進税収の使われ方として、それらを実際には一般会計の財源に充てていくことが適切かという別の問題を招来する。

その意味では、石油石炭税又は電源開発促進税の納税者の立場からすると、納税した税収がその目的どおりに有効活用されないのであれば、その分減税すべきという主張も成り立ち得ると考えられる²³。

²³ ただし、これらの税について、減税を行うことが地球温暖化対策の観点から妥当かという論点は別にあり得る。

(3) 一般会計留保額残高の表示の必要性

一般会計留保額の残高は、平成 26 年度末では、石油石炭税収（エネルギー需給勘定）はエネルギーコスト対策等で減少して約 5,940 億円に、また、電源開発促進税収（電源開発促進勘定）に関しては約 2,529 億円となっているが、その残高は 27 年度以降更に増加することが見込まれる²⁴。

これら留保額は、将来、各勘定で財政需要が生じた場合には一般会計から繰入れが必要となるという意味で、いわゆる「財政上のやりくり措置」（一般会計の隠れ借金）とも言える。財政情報を適切に開示しその使い方を検討・議論するという観点からは、その残高の実績・見通しは、各年度において、各勘定の決算書・予算書等に表記されてしかるべきと考えられる。

(4) 再生可能エネルギー導入支援の強化の可能性

一方、こうした相当額の剰余金及び一般会計留保額の発生に対し、例えば、我が国の喫緊の課題の一つとなっている再生可能エネルギー導入支援について一層の強化を図っていくことは考えられないであろうか。

図表 11 に示すとおり、総電力供給に占める再生可能エネルギーの比率を見ても、我が国は、実績、目標とも、欧州各国と比較して少なからず見劣りする状況にある。

図表 11 欧州各国の再生可能エネルギー導入目標

ドイツ	2035 年で総電力比率の 55～60%を掲げる(2014 年時点では 27.8%)。
スペイン	2020 年で総電力比率 40%を掲げる(2013 年時点では 36.4%)。
イギリス	2020 年で総電力比率 31%を掲げる(2014 年時点では 19.1%)。
イタリア	2020 年で総電力比率 35～38%を掲げる(2013 年時点では 31.3%)。
フランス	2020 年で総電力比率 27%を掲げる(2013 年時点では 16.9%)。
(参考) 日本	2030 年度で総電力比率 22～24%程度 (2014 年度時点では 12.2%、なお、水力を除くと 3.2%)。 ※長期エネルギー需給見通し(平成 27 年7月)による。

(出所)経済産業省「再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会」提出資料(平成 27 年9月 25 日)より作成

この点で、再生可能エネルギーにより発電された電気については、平成 24 年度より「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（F I T 制度）」が開始されているが、その買取りの原資となる電気使用者が負担する賦課金の総額は、28 年度で約 1 兆 8,000 億円に上ると見込まれており、今後更なる負担の増大が懸念されている。そうした中で、①トータルとし

²⁴ 一般会計留保額は、予算ベースでは、石油石炭税収（エネルギー需給勘定）が 27 年度末で約 6,167 億円、28 年度末で約 6,677 億円に、また、電源開発促進税収（電源開発促進勘定）も 27 年度末で約 2,693 億円、28 年度末で約 2,980 億円にそれぞれ増加することが見込まれる。

ての国民負担を抑制する観点、また、②再生可能エネルギー導入支援の負担を電気だけでなく、石油、ガス等の使用者にも拡げることによりエネルギー間の競争環境を整えるという観点から、石油石炭税収等をF I Tの賦課金負担に充てることも一つの案であると考えられる²⁵。

なお、再生可能エネルギーは純国産エネルギーであり、その導入促進は、①地球温暖化対策及び②エネルギーセキュリティの面でメリットがあるのみならず、③地域における産業や雇用の創出にも資すること、すなわち、これに対する支出は、海外からの資源の購入でなく、国内（地域）に還元されるものであることにも留意することが必要である。

(やまぐち ひでき)

²⁵ 石川和男「F I T法改正への課題 “再エネ賦課金”改革を忘れるな」『月刊 Business i ENECO 地球環境とエネルギー』(2015年9月)参照。

なお、前述のとおり、現在でもF I Tの賦課金減免措置に係る補助金支出は行われている。